時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○[illegible]郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月三十六錢ノ郵便税ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

米商會所税率の改正

昨日の官報勅令第七十五號に明治十八年十一月第三十八號布告米商會所幷株式取引所收税規則第一條中米穀定期賣買千分の二を萬分の六に改む但明治二十一年十二月一日より施行すとあり即ち是れまで米商會所にて米の定期賣買各約定代金高千圓に付き二圓の税を拂ひしものが本年十二月一日より萬圓に付き六圓、千圓にては六十錢に減じ株式取引所にて諸株式定期賣買の税と同樣に爲りたることあり抑も米商會所に税の重くして國計に不利ある次第は我輩の毎度論說したる所にして今回この發令を見るは獨り私見の中るを喜ぶのみならず日本最第一の產物たる米穀の商賣の爲めに祝せざるを得ず從前米商に重税を課したるは禁止税の意味にして其禁止論の由て起る所の原因は米の定期賣買を目して空相場と認め、空相場は博奕に異ならずとて商賣世界の思想に乏しき日本武士流の空論に胚胎し空論を以て空相場の弊害を攻擊したることあれども現政府は今にして空論の不利を知り斷然法を改るに吝ならざるは當局に人ありと云ふ可し定期賣買時として空あるに似たれども其空中自から實用亦甚だ多し全國の米價に平均を得せしめて相場の報告を速にし各地の農民等をして其產物を賣るに異常の禍を免かれしむるは米商會所の功德ならざるはなし殊に近來は東京の米商會所などに於ても取引は隨分盛なる方にて其定期賣買の受渡しに實米を以てすることも多し亦以て空相場の空ならざるを證するに足る可し又米の賣買盛なれば其騰貴する所は米價を下落せしむるよりも寧ろ騰貴せしむること從前の例に於て違はざる事實にして米價の騰貴は農家の幸のみならず隨て商賣社會一般の景氣たる可ければ是れ又間接に國計を助るものあり既に株式取引所に於て公債證書の定期賣買に限り其税を萬分の三と爲したるは公債の賣買を盛にして其價を維持するの趣意なる可し今若し公債賣買の税率を大に引上げ千分の二と爲さんか其賣買は忽ち景氣を失ひ隨て價格の下落す可きは論を俟たず左れば今回米穀賣買の税を減じたるは其賣買を盛にするの刺衝にして其盛なるは米價を維持するの方便たることと疑ふ可きに非ざるなり右の次第なれば米商會所の減税は國計に利すると共に之を私にしては會所の當局者に於て其營業の便利あるの上る可らず依て我輩の所望を云へは會所が此[illegible]せずして次第に其內部の組織を改良し賣買の品[illegible]して純然たる[illegible]たらしめんことの一[illegible]多年日本の[illegible]だ宜しからず其[illegible]中には[illegible]の爲めに[illegible]もあらんなれども凡そ[illegible]業の評判は[illegible]に空中より飛來するものに非ざるが故に世人若し疑を起して從來の相場所はいよ〳〵公明正大曾て半點の汚痕なき商賣の場所なるやと問ふ者あるに於ては我輩も容易に之に答へて然りと云ふを得ず左れば彼の有名なるブールスの一條も固より謂れあることより生じて實際に行はる可きものにはあらざるは申すまでもなき次第なれども斯る謂れもあるものが大に相場所の累を成したるは何ぞや相場所の本體に多少乘ず可きの隙ありしが故なりと答へざるを得ず十全健康の身體は外邪に犯さるゝことなし其來て犯すは我身體に犯す可きの虛あればなり相場所の體力幸に尙は健康にして明治二十四年六月まではブールスの外患を免かれたれども今後の發生如何に從ひ此期限は喜ぶに足らず亦憂ふるにも足らず相場所の規則紊亂して商人の氣風腐敗せんか二十四年を待たずして其營業を停ると易し或は之に反して役員仲買等が規則を改良し又これを守ること正しく、相場所に出入する商人等が其擧動賤しからずして正當に取引し內外百般の風景總て高尙に赴き日本帝國相場所の名に愧ぢざるに至るときは又何の要用の爲めに之を改むることを爲さんやブールスも長く不用に屬して二十四年の期限憂るに足らざるなり相場所存廢の原因は自今これを他に求むるを要せず其存するも自から存するなり其廢するも自から廢するあり我輩は今日より日本國中相場所の運動を見て其存廢をトせんと欲する者なり

官報

○朕米商會所税率改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年十一月十二日

内閣總理大臣伯爵黑田淸隆

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十五號

明治十八年(十一月)第三十八號布告米商會所並株式取引所收税規則第一條中米穀定期賣買千分ノ二ヲ萬分ノ六ニ改ム但明治二十一年十二月一日ヨリ施行ス

○勅令第七十五號參照

第三十八號布告(明治十八年十一月二十八日)

第一條 會所並取引所ノ税金ハ左ノ割合ニ從ヒ每一箇月分ヲ翌月十日マテニ地方廳ニ上納スヘシ

米穀定期賣買 賣買各約定代金高 千分ノ二

公債證書定期賣買 賣買各約定代金高 萬分ノ三

諸株式定期賣買 賣買各約定代金高 萬分ノ六

○大藏省令第十四號

明治八年第九十五號布告新舊公債證書發行條例同九年第百八號布告金祿公債證書發行條例同十三年第四十七號布告金札引換公債條例同十六年第四十七號布告中山道鐵道公債證書條例同第四十八號布告金札引換無記名公債證書條例ニ據リ發行シタル諸公債證書ノ取扱ハ金祿公債金札引換公債金札引換無記名公債證書ノ利子支拂期日ヲ每年五月一日ヨリ同二十五日マテ十一月一日ヨリ同二十五日マテトスルノ外明治十九年(十月)大藏省令第三十號整理公債取扱順序第十三條ヨリ第三十條マテノ各條ニ據ル但其第十四條第十六條第二十條第二十一條第二十三條第三十一條中無記名證書ニ該當スル取扱ハ新舊公債證書發行條例金祿公債證書發行條例金札引換公債條例ノ記名證書ニ適用セサルモノトス

本令ハ明治二十二年一月一日ヨリ施行ス

明治廿一年十一月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省令第十五號

明治十一年(五月)大藏省甲第十三號布達起業公債證書條例第一條第二節但書第二條第一節中「第六條」ヨリ「除キ」マテノ十八字「外國人ヲ除クノ外」ノ八字同但書「外國人ヲ除キ」ノ六字及第四條第五條第六條第七條ヲ削除シ證書ノ賣買讓與紛失消滅汚染毀損其他ニ係ル事項ハ總テ明治十九年(十月)勅令第六十六號整理公債條例並同年(同月)大藏省令第三十號整理公債取扱順序ニ據ル但其取扱銀行ハ總テ從前ノ通トス

本令ハ明治二十二年一月一日ヨリ施行ス

明治廿一年十一月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百四十號

明治十七年(五月)第十八號公布兌換銀行券ノ内今般五圓券改造候ニ付該見本各地方廳ヘ下ケ渡置候條現品熟覽ヲ要シ置候樣致ス可シ

但各地方廳於テハ三箇月間人民ヘ差示シ候上直ちニ當省ヘ返納スヘシ

明治廿一年十一月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百四十一號

本月勅令第七十三號及同大藏省令第十五號ニ據リ諸公債條例ノ改正ニ付テハ北海道廳府縣ニ於テ取扱ヒ來リタル事務ヲ日本銀行又ハ(第一國立三井)兩銀行ヘ引繼ノ際事務混淆セサル爲メ來ル十二月五日ヨリ同三十一日マテ諸公債證書賣買讓與ノ撿印ヲ停止ス

明治廿一年十一月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○米國撰擧前の大勢 首府華盛頓を出發して合衆國內諸州を巡廻し大統領撰擧の期日に先だつこと二十日即ち十月十五日桑港に着せし同國々會議員某氏の云ふ所に從へばレパブリカン黨の候補者ハリソン、モルトン氏の勝利は當時粗ぼ豫知されたるものゝ如し同氏は桑港に於て人に語つて曰く本年撰擧の大勢は前年の例に異ることなく勝敗の決する所は只だニユーヨーク、ニユーゼルセー、コンチクチカット、インヂヤナ合計四州の向背如何にあり左れば此等の四州はレパブリカン、デモクラット兩黨の最も力を盡す所なれば互に自黨に引付んと競ひ爭ふ其中にもレパブリカンの勢力頗る盛なる傾きありニユーヨーク州は關税改革の一條に就きては保護政策を好むのみならず尙は其上にデモクラットの黨勢一致せずして自黨の爲めに盡力せざるものさへあるが故に自然一般の人心を損して彼の勢力の盛なる方に投票せんとする曖昧撰擧者は必ずレパブリカンに心を寄するならんインヂヤナ州は關税一條の外に養老金の事よりして兵士の間に現政府(デモクラット)の評判宜からずコンチクチカット、ニユーゼルセーの二州は只ゞ關税一條を以て勝敗を決するに足るべしニユーヨーク州にては二萬五千乃至三萬の多數を以て又インヂヤナ州にては一萬前後の多數を以て二州ともレパブリカンの勝利となると疑ひあるべからず蓋しニユーヨーク州の勝敗は延ひてコンチクチカット、ニユーゼルセーの二州に及ぼし前一州に於て勝利を得るに相違なくば後二州に於ても必らず同樣たるべし是を以て之を見れば四州の大勢レパブリカンに在りと云ふべし始め六月の候補者指名會にハリソン氏が指名されて以來同氏が求撰の擧動は至極其當を得て施政の大問題に就き其目的を吐露する毎に其議論有力にして明白なれば人心次第に之れに向ふに至り殊に關税の一條に就ては非常に國內勞働社會の歡心を買ひ得たり扨又北部の各州及びウエストヴイルジニヤは必らずハリソン、モルトンの味方なるべく其兆候を知るに足るべき證據は一にして足らざれども茲に其一例を擧れば余(國會議員某氏自ら云ふ)は當桑港に來る途次、華盛頓府よりペンシルヴアニヤ、オハイヨ、インヂヤナを經たるに折しもレーキ シヨーア鐵道會社が乘客をして自ら好む所の候補者を投票せしめ之を計算したる後ありしかば其多寡を聞くにハリソン氏に百八十票クレヴランド氏に百十九票禁酒黨候

當時開會中のシカゴ

ヂヤナ州の農家多數

にあらずシカゴ府に

試驗を爲したるに投

數なりと云へり此等

以て人心の向ふ所を

ルヴアニヤの汽車に

し談撰擧の事に及び

ユーゼルセー二州に

し其二州に於る同黨

にしてハリソン、モ

の中には去る千八百

氏へ投票したる人の

ざるものさへ少なか

ブリカンの多數は五

逢ふ人每に同黨未來

上は國會議員某氏の

パブリカン黨の勢盛

○世界中にて長き隧道

西のゴサード隧道に

六フイート四分の一

滿九箇年三箇月の星

に亞で長きは佛、伊

して延長八哩餘に及

なりと米國のホーサ

二十六フイート、高

と十二年前なる千八

と云ふ

○學士會院の講演

く東洋に於ては土地

人民の共有となりし

其原因東西寒暖の相

國なり暖國に於ては

然に生長する事なり

生れし人民は其土に

へすれば其にて日常

土に土着するの傾向

の如き寒國に於ては

是に於てか獸類を食

場を起し牧畜を業と

初の事なれば猛獸の

に群り集りて之を防

の如く己れの所有せ

有の獸類は皆な混じ

出來ざるに至り遂に

に於て監督に適當な

始末を一切此人に賴

君主となり政府とな

謂君主なるものは其

租税は共有財產監督

する以上は充分之に

容れて非難するの權

は猛獸などの害なき

を去りて害を避けん

ざるより勉めて土着

富豪者なる大地主の

は日々に富の益し勢

す折柄他の人民は債

增して遂に今日の如

東洋に於ける租税な

にして決して西洋の

說は余の聽說あり余

れども若し此說にし

も殆んど無益なれば

對論の出るなくんば

●六合雜誌第九十五號 本月十五日發行

目錄○音及福音教會トハ何ノ意ナルヤ幷ニ新教各派ノ一致ヲ論ズ◎シユミーデル◎人ト萬有ノ關係ヲ論ズ大嶋正健◎神ハ知ル事ヲ得ベキカスカツダア◎五書批評論

●日本外國語學校教頭文學博士サンマース、ヂエムスヂユニア幷ニ賛成員稻垣才三郎合著

獨修英語對話演習書 銅版畫數多入之ヲ話題トス 再版 改正實價廿四錢 郵送費十二錢

●發賣所、麴町平河町四丁目日本外國語學校、日本橋丸善、銀坐博聞社、本町金港堂、芝土屋、大坂備後町梅原

今般內務省衛生局附

セラレ家屋器具等下

業是迄ノ通リ相營ミ

付御望ノ向ハ本會事

牛痘苗代價一具